

よくある 質問 Q&A

個人番号カードの取得が義務付けられるのですか？

個人番号カードは本人の申請により交付することとしており、カードの取得は義務ではありません。しかしながら、個人番号カードは、各種手続きにおけるマイナンバー（個人番号）の確認および本人確認の手段や、コンビニ交付が利用できるなど、利便性の向上に寄与するものですので、できるだけ多くの市民の皆様に取得していただきたいと考えています。

通知カードや個人番号カードは、社会保障の手続きで提示することになっていますが、いつから、どのような手続きで提示しなければならないのですか？

平成28年1月から社会保障の手続きで申請書に記載する必要があります。市役所や区役所に来庁される場合は、マイナンバー通知カードが個人番号カード（取得されている場合）を持参してください。詳しくは区役所担当課へお尋ねください。また、市でマイナンバーを取扱う事務は、市政日より平成27年10月号をご確認ください。

個人番号カード（通知カード）の記載内容に変更があったときは、どうすれば良いですか？

引越しによる住所変更など、券面に記載されている情報に変更になった場合は、個人番号カード（通知カード）の記載内容を変更する必要がありますので、各区役所区民課や総合出張所、出張所でお手続きください。

海外へ転出する際は個人番号カード（通知カード）は市区町村へ返納が必要でしょうか。

個人番号カード・通知カードどちらでも返納が必要です。ただし、国外転出後に個人番号カード・通知カードは失効しますが、当該カードを返納した者が個人番号を把握する手段を確保するため、当該カードの返納を受けた市町村長は、国外への転出により返納を受けた旨をカードに表示し、当該カードを返納した者に還付します。

困ったときは

暗証番号を忘れた…

暗証番号を忘れたり、入力を一定回数以上間違えた場合は、暗証番号の再設定が必要になります。

暗証番号の再設定を行う場合は、個人番号カード暗証番号再設定の手続きを各区役所区民課、総合出張所、出張所で行っていただく必要があります。

個人番号カードを紛失した…

紛失が発覚した時点で、速やかに個人番号カードコールセンター☎**0570-783-578**（365日24時間対応）に連絡してください。個人番号カードの一時停止処理を行い、不正利用を防ぎます。

紛失した個人番号カードを後日発見した場合は、一時停止解除の手続きを各区役所区民課、総合出張所、出張所で行ってください。

発見できなかった場合は、最寄りの警察署に遺失物届を提出した後、個人番号カードの廃止手続きを行うため、各区役所区民課、総合出張所、出張所に個人番号カード紛失・廃止の手続きを行ってください。

聴覚障がい者専用お問い合わせFAX番号 ☎**0120-601-785**

個人番号カードを再発行したい…

紛失・損傷などにより、個人番号カードの再交付を希望される場合は、再交付申請の手続きを各区役所区民課、総合出張所、出張所で行ってください。

個人番号カードの有効期限は以下のとおりです。

個人番号カードの有効期間は、発行の日から10回目の誕生日まで、また2つの電子証明書の有効期間は、発行の日から5回目の誕生日までです。

ただし、20歳未満の方の個人番号カードの有効期間については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日とされています。

署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満の方については、住基カードにおける取扱いと同様に原則として発行しません。

また、利用者証明用電子証明書を15歳未満の方に発行する際は、法定代理人がパスワードを設定することになります。

個人番号カード・通知カードの問合せはこちら

個人番号カードコールセンター

☎**0570-783-578**

受付時間 平 日／午前8時半～午後10時
(年末年始を除く) 土日祝／午前9時半～午後5時半

※IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合 050-3818-1250
※外国語対応 0570-064-738

熊本市のマイナンバー制度のお問い合わせは



法制度・国税・法人関係のお問い合わせは

熊本市マイナンバーコールセンター

☎**096-370-7800**

受付時間 平日／午前8時半～午後5時15分（年末年始除く）

FAX 096-370-3772 メール myno-cc@kmt.krnet.ne.jp

お客様対応の品質向上のため、通話は録音させていただきます。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎**0120-95-0178** ※外国語対応 0120-0178-27

受付時間 平 日／午前9時半～午後10時
土日祝／午前9時半～午後5時半

マイナンバー 個人番号カード 交付申請とコンビニ交付も きちんと説明します



個人番号 カードとは

個人番号カードは個人番号（マイナンバー）が記載された顔写真付のカードです。個人番号カードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、個人番号と本人の顔写真などが表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスにもご利用いただけます。

個人番号 カードの 用途

マイナンバーを証明するカードとして

マイナンバーの提示が必要な場面で、自身のマイナンバーを証明するものとして利用できます。

本人確認の際の身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの新規発給手続きなどの身分証明書としても利用できます。

コンビニでの各種証明書の取得に

全国のセブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・サークルKサンクスで住民票の写しなどの各種証明書を取得できます（詳しくは3頁参照）。

セキュリティもしっかり

個人番号カード券面

顔写真付のため悪用は困難

仮に紛失しても、第三者が、容易になりすますことはできません。

各種対策により偽造は困難

文字をレーザーにより彫りこむとともに、複雑な彩紋パターンを施すなどにより、券面の偽造を防ぎます。

ICチップ

ICチップには必要最小限の情報のみ記録

「税関係情報」や「年金関係情報」など、プライバシー性の高い情報は記録されません。

記録情報の盗取は困難

不正に情報を盗取しようとするものに対し、自動的に記録情報を消去する機能など、対抗措置を施しています。

利用には暗証番号が必要

電子証明書やアプリケーションに暗証番号が設定されます。仮に紛失しても、取得した第三者は、暗証番号を知らないとすましてできません。また、暗証番号は、入力を一定回数以上間違えるとロックされます。

2種類の「電子証明書」

署名用の電子証明書

インターネットなどで電子文書を作成・送信する際に利用します。

- 電子申請（eLTax・e-Tax など）

「作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明することができます。

利用者証明用の電子証明書

マイナポータルやキオスク端末などにログインなどをする際に利用します。

- 行政のサイト（マイナポータルなど）へのログイン
- コンビニ交付サービス利用 など

「ログイン等した者が、あなたであること」を証明することができます。

今なら無料

個人番号カードの申請方法



郵便による申請

個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼ります。



スマートフォンによる申請

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。



パソコンによる申請

デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。

個人番号カード交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

個人番号カード交付申請書のQRコードを読み込み申請用WEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

個人番号カードのオンライン申請サイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

マイナンバー 個人番号カードの 交付申請 のご案内

個人番号カードの交付申請の手続きは、以下のとおりです。

▶ 個人番号カードの交付申請

※地方公共団体情報システム機構で受付・製造されます。

▶ 自宅に個人番号カード交付通知書(はがき)が送られてきます。

▶ 受取り場所を選択します。

※中央区役所マイナンバーセンターのほか区役所(東・西・南・北)区民課でもお受取りができます。

※東・西・南・北区役所区民課でお受取りを希望される場合は、熊本市マイナンバーコールセンターへお電話ください。

▶ 中央区役所マイナンバーセンター・区役所(東・西・南・北)区民課の交付窓口に応請者本人が来庁してください。

▶ 個人番号カードの交付の際に、本人確認および暗証番号の設定をしていただきます。

※必要書類は、次ページをご確認ください。

▶ 個人番号カードを受け取ります。失くさないように大切に管理保管をお願いいたします。

個人番号カードの問い合わせ・受取り場所

● 問い合わせ先と受取り場所

中央区役所マイナンバーセンター ☎096-328-2068

東区役所区民課 ☎096-367-9124

西区役所区民課 ☎096-329-8503

南区役所区民課 ☎096-357-4126

北区役所区民課 ☎096-272-6900

● お取扱い時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

土・日・祝日でもお受取りができます(予約制)

中央区役所時間外窓口(パスポートセンター横)

午前9時～午後5時

※予約制となりますので、事前に熊本市マイナンバーコールセンター(☎096-370-7800)にお電話をお願いいたします。

お受取までの手続き

● 来庁する人

申請者本人

※15歳未満の申請者本人、成年被後見人の場合には、本人とその法定代理人が一緒にお越しください。

● 必要書類

▶ 個人番号カード交付通知書(はがき)

▶ 通知カード(※個人番号カードと引き換えになります。紛失した場合は、交付の際にその旨申出てください。)

▶ 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

※個人番号カードの交付時に返納となります。

▶ 本人確認書類

1点で良いもの(写真付住基カード・運転免許証・パスポート・障害者手帳・療育手帳・在留カードなど)

2点必要なもの(健康保険証・保護証明書・介護保険被保険者証・年金証書・各種手当証書・預金通帳・社員証・学生証など)
※15歳未満の者に同行する法定代理人も同様に必要です。

▶ 次の2種類の暗証番号を事前にご用意ください。

署名用電子証明書暗証番号

利用者証明用電子証明書暗証番号

代理人が、個人番号カードを受取る場合

代理人が受取ることができる場合は、次のとおりです。

病気、身体の障害その他やむを得ない理由により、本人の出頭が困難な場合に限られます。

※仕事の都合などは理由に該当しません。

● 必要書類

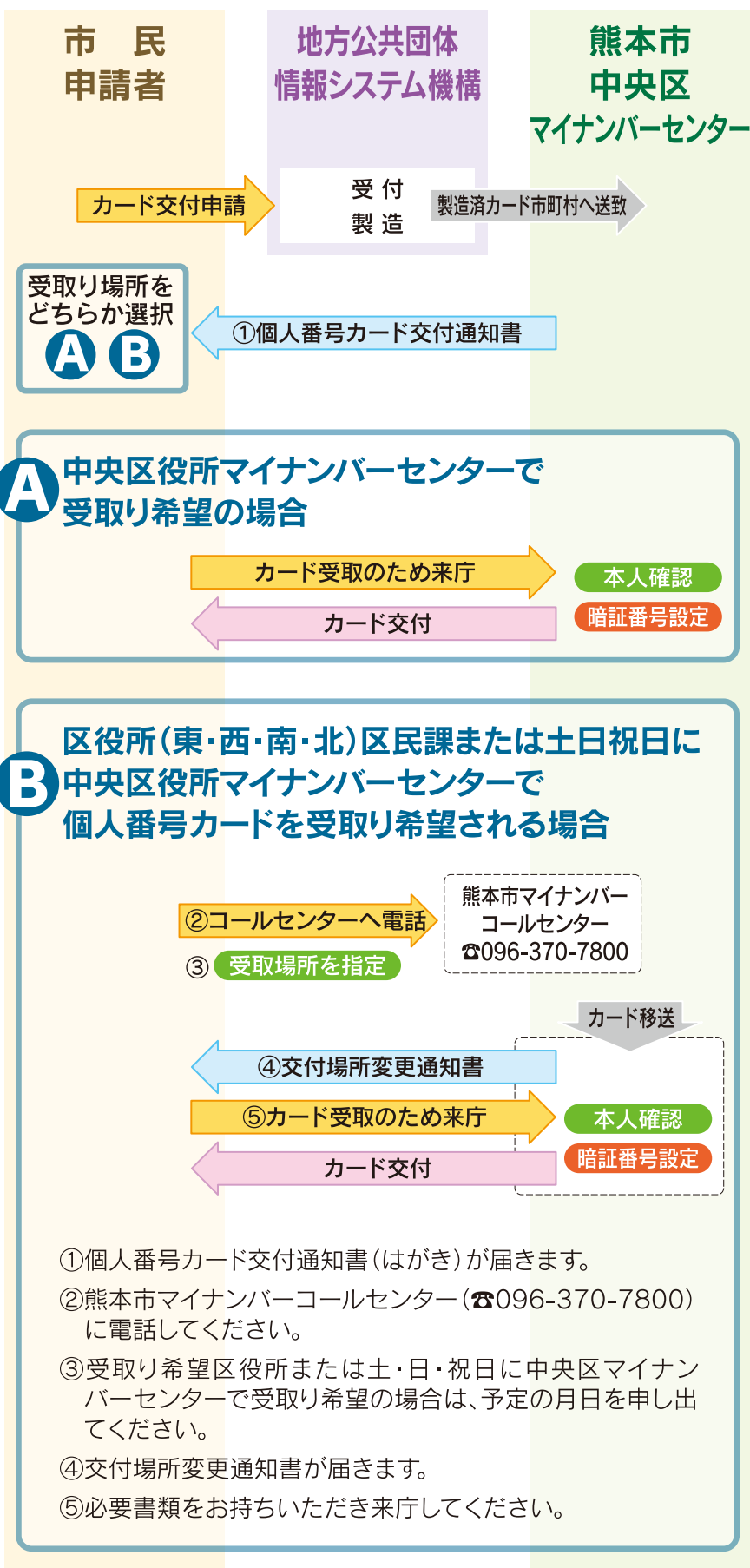
▶ 本人および代理人の本人確認書類(※前記参照の1点で良いもの)

▶ 本人の来庁が困難であることを証する書類(診断書、本人の障害者手帳、本人が施設に入所している事実を証する書類)

▶ 代理権の確認書類(法定代理人は戸籍謄本その他の資格を証明する書類、任意代理人の場合は通知書の裏面の委任状欄に本人署名および代理人の氏名などを記載してください。)

▶ 本人の個人番号カード交付通知書(はがき)

個人番号カードの受け取りまでの流れ



各種暗証番号の設定

個人番号カードの交付の際に下記の暗証番号の設定が必要となりますので、**事前に番号を決めておいてください。**

▶ 署名用電子証明書暗証番号(英数字6桁～16桁)
※税の電子申告などに使用します。

▶ 利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)
※コンビニ交付に使用します。

▶ 住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)

▶ 券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)

同一暗証番号でも可能

※署名用電子証明などお使いにならない場合は、設定しなくても結構です。利用者証明用については、コンビニ交付などに使用しますので、設定されることをお勧めします。

※暗証番号の設定は、それぞれご本人にカード交付窓口にて設定していただきます。



マイナンバー 個人番号カードでもっと便利に コンビニ交付

平成28年3月1日(火)からコンビニ交付が始まります

コンビニ交付とは

個人番号カードを利用して、全国約45,000店舗のコンビニエンスストアで住民票の写しなど各種証明書を取得できるサービスです。「コンビニエンスストア」または「店内」に設置してあるマルチコピー機の画面を操作し手数料を投入することで取得することができます。

コンビニ交付の便利な点は？

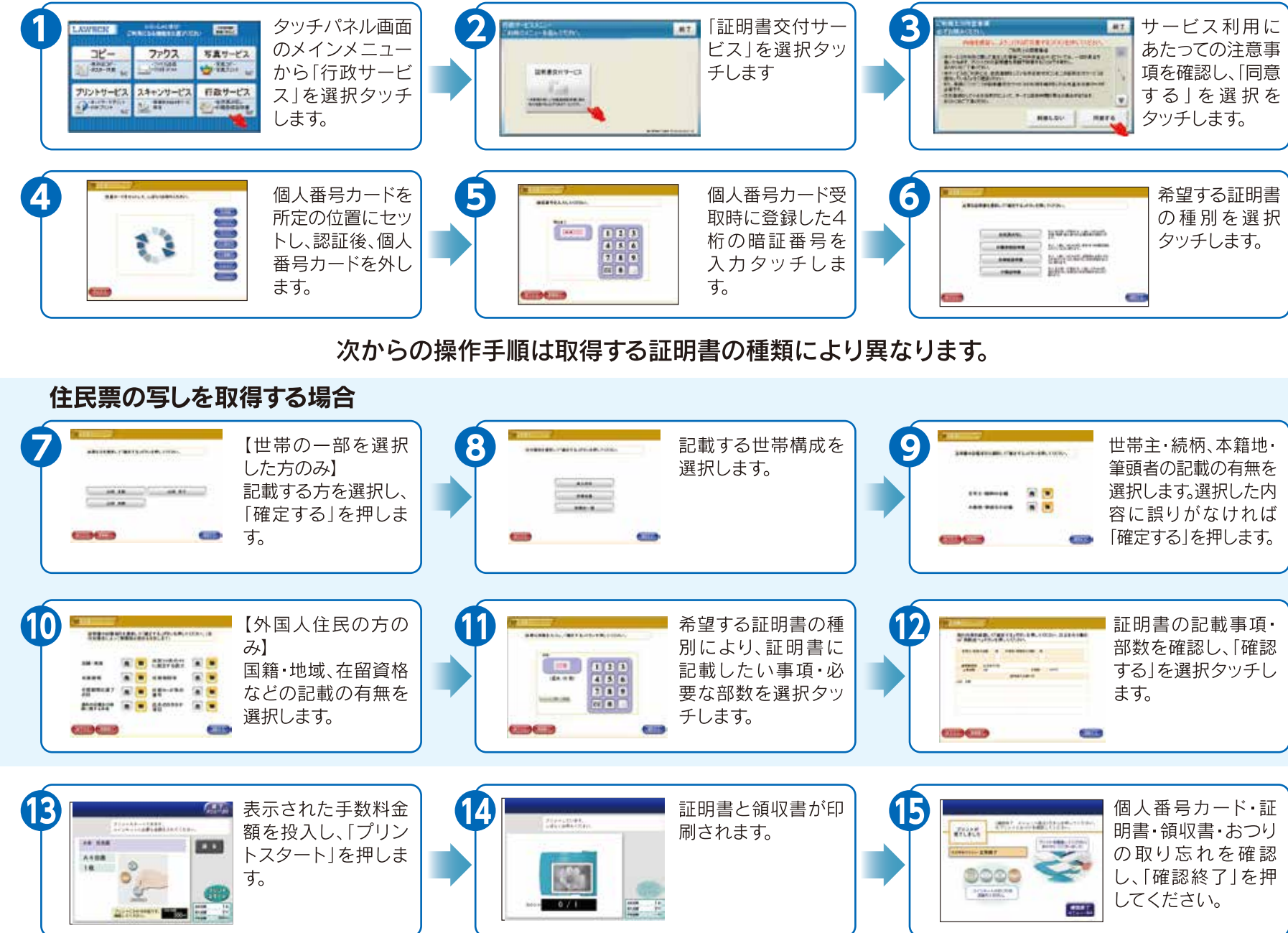
市役所に行かなくても、最寄りのコンビニエンスストアで取得できます。

お昼休みや夜間、さらに休日でも、自分の都合にあわせて取得できます。

出先で証明書が急に必要になったときも、近くのコンビニエンスストアですぐに取得できます。



コンビニ交付を利用する際のマルチコピー機の操作方法



コンビニ交付を利用する際の注意事項

- コンビニ交付を利用するには、暗証番号(前頁参照)の入力が必要です。
- 証明書が印刷されるまで多少のお時間がかかりますので、印刷が完了するまでその場を離れないようお願いします。
- 住民票の写し(世帯全員)や戸籍全部事項証明書は複数ページ印刷される場合があります。受取り後、散逸しないよう注意してください。

コンビニ交付におけるセキュリティ対策

以下の万全のセキュリティ対策が施されており、申請から交付まで他人の目にふれず手続きを行うことができます。

- 専用ネットワークの利用・暗号化通信
- 偽造防止改ざん防止処理印刷
- 画面表示・音声案内によるカード・証明書取り忘れ防止機能
- コピー機にはデータが残らない機器設定

利用時間	午前6時30分～午後11時00分(12/29～1/3を除く) ※戸籍証明の利用時間は午前8時30分～午後8時00分
利用できるコンビニ	全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス
発行できる証明書	住民票の写し ・発行日現在の住民基本台帳の記載事項の証明 印鑑登録証明書 ・印鑑登録している方のみ・登録者本人のものに限りします。 住民税(所得・課税)証明書 ・市・県民税現年課税分の所得・課税証明 ・過去の年度分は発行できません。・本人のものに限りします。 戸籍全部(個人)事項証明 ・戸籍の届出直後、発行制限がある場合は発行できません。 ・熊本市に住民票および本籍がある方のみ発行が可能です。
交付手数料	1通 250円 ※戸籍全部(個人)事項証明は 1通 450円 窓口より低価格 ※通常は300円

右記のものは、コンビニでは交付できませんので、窓口で請求してください。
・熊本市に住民票がない方
・転出された方または転出予定の方(転出届を出された方)のもの
・同一世帯に転出予定者がいる方の住民票の写し
・住民票から除かれた方の住民票の写し